

総務委員会・

分科会での主なQ&A

9/13 開催
付託議案 2件
請 願 1件

家具等固定加速化支援事業費

補助金について

Q 補助金額及び補助対象世帯の件数はどのように積算しているのか？

A 本事業は、県の補助事業と連動しているものであり、家具等固定器具の購入に係る費用に対し、補助金の上限額を1万5千円とし、4分の2を市が、4分の1を県が補助するものである。

家具等固定器具の購入に係る費用は、市場価格などを考慮し、2万円程度が適切と考え、補助金の上限額を設定している。

補助対象世帯の件数は、同様の事業を実施している先進自治体の事例及び令和6年度の事業実施期間を考慮し、100世帯を想定している。



この機会に地震対策をしましょう

福祉文教委員会・

分科会での主なQ&A

9/13 開催
付託議案 9件

西条市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

Q 今回の改正により、災害弔慰金等支給審査委員会を設置するが、設置する前に大規模な災害が発生した場合はどうに対応することとしていたのか？

更に、同委員会の設置は努力義務とされているが、なぜ設置することにしたのか？

A 災害発生後、災害関連死の申し出があった場合には、市町が県との協議により規約を定め、県に委員会の設置及び運営を委託することもできることとなっており、県に審査を委託するか、急遽の対応として条例、規則などを設置する予定としていた。

更に、同委員会の設置については、現在も努力義務であるが、近年多発する地震など、自然災害発生状況の踏まえた対応が必要であること及び医師会や弁護士会との調整が整ったことから、今回の条例改正に至ったものである。同委員会を設置することで、災害関連死などの正確な審査及び速やかな弔慰金の支給により、被災者の生活再建を支援することにつながると考えている。

産業建設委員会・

分科会での主なQ&A

9/12 開催
付託議案 3件

道路交通安全施設整備事業について

Q 本年5月に実施された小学校指定通学路のカーブミラー緊急点検の結果により、撤去されることになった28基の設置場所に、新しく建てる考えはないのか？
また、今後の維持管理はどのようにしていくのか？

A カーブミラーを撤去することになった場所は、設置当時の状況と比べ、道路改良や周辺の土地利用の変化により、不要と判断された場所であるため、撤去を行うのみである。

また、今後の維持管理については、令和10年度をめどに点検を行い、点検結果を順次、道路台帳に反映させるとともに、毎月の道路パトロールにより、異常を見つけた場合には、そのつど対応していきたい。



撤去される予定のカーブミラー

※環境消防委員会・分科会は、議案等の付託がなかったため開催していません。